

長根公園 <長根野球場>

| | |
|------|---------------------------------|
| 施設内容 | 両翼91m、センター120m、11,000人収容、夜間照明施設 |
| 利用種目 | 野球 |
| 利用期間 | 4月中旬から11月中旬まで |
| 休場日 | なし |
| 利用時間 | 午前9時から午後9時まで |

利 用 料 金 表

| | [個人利用料金/1人1時間当たり] | [貸切利用料金/1時間当たり] | 一般・大学生 | 高校生以下 |
|-------------|-------------------|----------------------------------|----------|----------|
| 野 球 場 | / | ◎アマチュアスポーツに使用する場合 入場料を徴収しない場合 | 950 円 | 760 円 |
| | | 入場料を徴収する場合 | 2,850 円 | 2,280 円 |
| | | ◎催し物に使用する場合 入場料を徴収しない場合 | 4,750 円 | 3,800 円 |
| | | 入場料を徴収する場合 | 14,250 円 | 11,400 円 |
| | | ◎興行又はこれに類するものに 使用する場合 | 28,500 円 | — |
| 管 理 棟 | / | ◎アマチュアスポーツに使用する場合 入場料を徴収しない場合 | 340 円 | 270 円 |
| | | 入場料を徴収する場合 | 1,020 円 | 810 円 |
| | | ◎催し物に使用する場合 入場料を徴収しない場合 | 1,700 円 | 1,360 円 |
| | | 入場料を徴収する場合 | 5,100 円 | 4,080 円 |
| | | ◎興行又はこれに類するものに 使用する場合 | 10,200 円 | — |

【備 考】

※貸切使用の申請期間は、使用開始日3ヶ月から8日前です。

ただし、申請期間終了後でも管理上支障がなければ使用可能ですので、お問い合わせください。

※土曜日、日曜日及び祝日にアマチュアスポーツ以外に貸切使用する場合の利用料金は、通常の2割増となります。

※貸切使用する場合の照明に係る電気料は、別に実費を徴収いたします。

ただし、アマチュアスポーツに使用する場合で、入場料を徴収しないときは、実費の半額となります。

照明の利用料金については、<照明・暖房利用料金一覧>をご覧ください。

※設備・器具等の利用料金については、<スポーツ用具・設備等利用料金一覧>をご覧ください。

[貸切利用/問い合わせ先]

八戸市体育館事務室 (電話:0178-22-7181)